

## 総括

- 若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、官民連携して取組を進めた結果、①JKビジネス規制条例の制定地域の拡大、②相談機関の整備、③本問題や公的相談窓口の認知度の向上する中で相談件数が減少等、**一定の成果がみられた。**
- 一方、依然として一定数の相談があり、**新たな被害者を生まないための広報啓発等の取組**や**被害者の状況等に配慮したきめ細かい相談対応の充実等**、今後も**継続的な取組が必要。**

## 具体的取組(主なもの)

### 1. 更なる実態把握

- **若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査<内閣府>**  
(H30.12調査/対象：15歳（中学生除く）～39歳の女性）
  - ・モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、**聞いていない性的な行為の撮影を求められ、望まないまま行為を行った人は約26人に1人（3.8%）※5.2%**　ここ1年以内では約100人に1人（1.0%）
  - ・こうした問題について知っている人は約3人に1人（33.3%）※31.7%
  - ・公的相談窓口で相談できることを知っている人は約3人に1人（34.4%）※27.8%  
※H29年度調査時の割合を参考記載
  - ➡ **本問題や公的相談窓口の認知度は向上**
- **民間支援団体への相談状況等に関するアンケート結果<内閣府>**  
(H31.2実施/対象：5団体に回答のあった3団体のもの）
  - ・問題に対する社会的認知度が上昇し、相談につながりやすくなった
  - ・新規相談の受理件数は減少傾向にあるが、依然として一定数の相談がある
  - ➡ **問題の認知度は向上、新規相談は減少傾向**
- **「JKビジネス」の営業に関する実態調査（H30.12）<警察庁>**  
「JKビジネス」店数：137店（←前回131店）  
※「JKビジネス」の規制条例の制定地域（H31.3までに公布済みのもの）  
**7都府県（埼玉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）←3都県（下線が新規）**  
➡ **JKビジネス規制条例の制定地域の拡大**

### 2. 取締り等の強化

- **検挙件数（H30.1～12）<警察庁>**
  - ・AV出演強要問題 **5件10人**（淫行勧誘罪、労働派遣法違反等）
  - ・「JKビジネス」問題  
経営者や客等の検挙件数：**72件69人**　検挙に伴う被害児童保護数：**35人**

### 3. 教育・啓発の強化

- **AV出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間（H30.4）**  
政府広報との連携によるSNS等を活用した多角的な広報等を実施
  - ・AV出演強要 16～29歳女性：65.7%→73.4% 保護者：65.2%→74.0%
  - ・JKビジネス 16～29歳女性：69.7%→71.7% 保護者：69.3%→75.9%  
(被害防止月間の前後に委託会社が実施したインターネット調査)
  - ➡ **問題の認知度は向上（若年女性及び同保護者）**

### 4. 相談体制の充実

- **行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、全都道府県に設置達成（H30.10）**
- **公的機関の相談窓口への相談件数（延べ数）** ※相談件数は重複あり

	AV出演強要		JKビジネス	
	H30	前年比	H30	前年比
ワンストップ支援センター（H30.4～H31.2）	11	-27	9	-4
法テラス（H30.4～12）	21	-9	8	-2
警察の相談窓口（H30.4～12）	7	-1	8	-23
女性センター等*（H30.4～H31.2）	8	-16	16	14
公的相談窓口 計	47	-53	41	-15

\*全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター

### 5. 保護・自立支援その他

- **若年被害女性等支援モデル事業（H30～<厚労省>）**  
公的機関・施設と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設へのつながりを含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施。